

損害賠償額の決定について

次のとおり損害賠償額を決定する。

2016年（平成28年）9月1日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

1 損害賠償額

64,702,873円

2 相手方

藤沢市大鋸930番地

三徳商事株式会社

代表取締役 関野 孝雄

3 事案の概要

学校給食課に所属する職員が、学校給食会が食材納入業者へ支払う共同購入物資に係る食材費を私的に流用していたことにより、平成27年1月から3月までの食材費が未払となり損害を与えたもの

提案理由

学校給食食材費の未払に係る損害賠償額の決定をしたいので、地方自治法第96条第1項第13号の規定により提出する。

参 考

地方自治法 抜粋

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。